

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜川市長 大塚秀喜

市町村名 (市町村コード)	桜川市 (82317)
地域名 (地域内農業集落名)	岩瀬西部地区 (東区、西区、元岩瀬、大岡、常磐町、犬田、長方北区、長方南区、中泉、下泉、本郷、堤上、西飯岡、大泉、飯淵、久原、富岡、鍛田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は岩瀬市街地の西に位置し、地区の南を犬田地区から北西方向へ北関東自動車道が、国道50号と水戸線が東西に通る、農地が分断される。北から東西を山に挟まれ水田と傾斜地の農地が多い大泉、山沿いの傾斜地から北関東自動車道を超え50号まで水田が広がる平野部、東西を山に挟まれる犬田に大別される。北部の大泉や堤上、南部の犬田などは山の斜面に沿った農地も多く、鳥獣被害も発生している。現行の人・農地プランに登録された担い手は23名であり、そのうち60歳以上は14名と60パーセントであり、次世代の農業者の育成が求められる。地域で主に生産されているのは水稻であるが、ブロックローテーションに取り組んでいる地域も多く、麦類、大豆、そば等も多く生産されている。新たな担い手の育成、発掘を進めるとともに、傾斜地で栽培しやすく、鳥獣被害に対応した栽培形態を検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

4枚の地図を活用して座談会を行い、以下のような意見が出た。
平野部、傾斜地を問わず、「耕作条件の改善」、「担い手に関する意見」が多かった。
耕作条件の改善については、基盤整備を行ったのは昔であるため、排水機能が低下している、水の出力の低下、道が狭い、圃場が狭いなどの意見が出た。そのほか、畑地において境界の灌木や圃場の形、面積が耕作の支障になるため、GPS等を活用した大型化ができないかとの意見もあった。今後基盤整備の可能性も含め耕作条件の改善に向けて検討していく。
担い手に関する意見について、各地区ごとに担い手同士で一定以上の耕作状況は把握しているものの、地区によっては担い手が不足しているところもあるため、今後担い手の発掘や、新たな担い手と既存の担い手間の交流の場を用意する必要があるとの意見があった。一方で外部からの担い手参入に対して不安に思う地元の声もあった。
今後について、地元の担い手の育成、発掘を続けると共に、新たな担い手が地域に溶け込めるよう支援していく。
そのほか、「水利組合関係」「農地中間管理機構関係」「鳥獣被害関係」に関する意見があった。
水利組合に関しては、高齢化による人員不足や、組合員の減少により費用捻出が困難となったこと、組合の合併や知識のない役員の採用と研修を行いたいなどの意見があった。今後水利組合の在り方について検討していく。
農地中間管理機構に関する意見については、中間管理機構を通して貸し付けを行う中で、地代や水利費の取り扱いの統一や、地権者の意向を確認し、基盤整備を実施してはどうかとの意見があった。
鳥獣被害関係については、地区で防護柵を設置していてもイノシシが突破してしまうという意見や、策を設置していない地区に設置している地区からイノシシが移動してきてしまうとの意見があった。
地域全体で鳥獣対策について検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	976 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	976 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業委員会の農地台帳に記載されている農地のうち、農業上の利用の意思が示されている区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用し、離農者の農地を担い手へ集積、集約化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 新規の貸借、利用権の更新を粉う際に農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地形にあった農地の活用を模索しつつ、基盤整備事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の農業者の担い手への育成や、新規就農者が参入しやすい経営形態の検討と並行し新規就農者の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

大泉地区、富岡地区、下泉地区、大岡地区、堤上地区、久原地区、長方北地区、犬田地区、西飯岡地区、本郷地区、飯淵地区、鎌田地区、元岩瀬地区において多面的機能支払制度を活用し、農地の保全・管理を進める。